

前橋市手数料条例の改正について（議案第90号）

市民課・消防局予防課

1 改正の理由

- (1) 住民基本台帳法の改正により、住民票の除票及び戸籍の附票の除票が規定されたことに伴い、これらの証明及び写しの交付に係る手数料の額を定める。
- (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、個人番号通知カードの交付が廃止されることに伴い、その再交付に係る手数料を廃止する。
- (3) 消費税及び地方消費税の税率の引上げによる地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に対する審査に係る手数料の額を見直す。

2 内容

- (1) 住民票の除票又は戸籍の附票の除票に関する証明手数料及び交付手数料の額は、350円とする。
- (2) 個人番号通知カードの再交付手数料の額を定める規定を削る。
- (3) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に対する審査に係る手数料の額について、次のとおり引き上げる。

貯蔵最大数量	現行	改正案	改定幅
1万キロリットル以上5万キロリットル未満	158万円	159万円	1万円
5万キロリットル以上10万キロリットル未満	194万円	195万円	1万円
10万キロリットル以上20万キロリットル未満	226万円	227万円	1万円

3 施行期日

- 2の(1) 公布の日
- 2の(2) 市規則で定める日
- 2の(3) 令和元年10月1日